

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和5(2023)年10月

栃木県人事委員会



人委第67号

令和5(2023)年10月12日

栃木県議会議長 佐藤 良 様

栃木県知事 福田 富一 様

栃木県人事委員会

委員長 井 澤 晃太郎

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

目 次

別紙第1 報告

1 給与勧告制度の基本的な考え方	1
2 職員給与と民間給与の状況と給与改定	2
3 人事院勧告等の概要	6
4 むすび	7
【職員の給与】	7
【公務運営に関する課題】	11
【給与勧告実施の要請】	21

別紙第2 勧告	22
---------------	----

別紙第1

報 告

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）及び栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与等の実態を把握するとともに、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、県内民間事業所における従業員の給与等、職員の給与決定のための必要な諸条件並びに職員の勤務条件等について調査研究を行ってきたところであり、その概要を次のとおり報告する。

1 給与勧告制度の基本的な考え方

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置であり、民間企業における労使交渉等に代わるものとして、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものである。また、職員の給与は、地方公務員法の規定により、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、県内民間事業所における従業員の給与等の事情を考慮して定めなければならないものとされている。

本委員会では、職員の給与制度について、社会経済情勢全般の動向などを踏まえ、他の地方公共団体における状況も勘案しつつ、人事行政の専門機関である人事院によって設計された国家公務員の給与制度に準じることを基本として、勧告を行ってきたところである。

また、職員と民間の給与を精確に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させること（民間準拠）を基本として勧告を行い、職員に対する適正な給与の確保に努めてきた。

本委員会が民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員の給与は、民間企業と異なり、市場原理による決定が困難であること、職員も勤労者であり、適正な給与の確保が必要であることなどから、労使交渉等によってその時々の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的であり、職員の理解と納得とともに広く県民の理解を得られる方法であると考えからである。

このような給与勧告を実施し、適正な処遇を確保することは、労使関係の安定に資するものであるとともに、能率的な行政運営を維持する上での基盤であると考えらる。

2 職員給与と民間給与の状況と給与改定

(1) 職員給与の状況

本委員会が本年4月1日時点で在職する職員について実施した「令和5(2023)年職員給与実態調査」の結果によると、職員数は20,851人であって、その従事する職務の種類に応じ、それぞれ行政職、事務職、研究職、医療職、技術職、公安職及び教育職の7種11給料表の適用を受けている。

これらの職員のうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表及び事務職給料表の適用者（国家公務員の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員及び本年4月1日付け新規学卒の採用者を除く。以下「行政職員」という。）は4,743人であって、その平均年齢は42.4歳、平均経験年数は20.3年、男女別構成は男62.6%、女37.4%、学歴別構成は大学卒76.8%、短大卒7.6%、高校卒15.6%となっており、本年4月におけるその平均給与月額（所定外給与である超過勤務手当等及び実費弁償的な性格の強い通勤手当等を除く給料、扶養手当、給料の特別調整額、地域手当、住居手当等の給与（比較給与）の平均月額）は361,943円となっている。

また、教員、警察官等を含めた職員全体の平均年齢は41.9歳、平均経

験年数は19.5年、男女別構成は男57.1%、女42.9%、学歴別構成は大学卒84.3%、短大卒6.2%、高校卒9.5%、中学卒0.0%となっており、本年4月におけるその平均給与月額は382,705円となっている。

(参考資料第1表・第3表)

(2) 民間給与の状況

ア 職種別民間給与実態調査

本委員会は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所928（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した178の事業所を対象に、「令和5（2023）年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査では、公務の行政職員と類似すると認められる事務・技術関係22職種の約5,300人及び研究員、教員等54職種の約700人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた所定内給与及び所定外給与の月額等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況や諸手当の支給状況等についても調査した。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査している。

調査の完了率は、民間事業所からの理解と協力を得て、84.1%と高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

イ 調査の実施結果等

本年の「職種別民間給与実態調査」の主な調査結果は次のとおりである。

(ア) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で31.2%（昨年26.4%）、高校卒で24.8%（同26.0%）となっている。

そのうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で36.5%（同39.9%）、高校卒で57.1%（同42.2%）、据え置いた事業所の割合は、大学卒で63.5%（同56.8%）、高校卒で42.9%（同57.8%）となっている。

（参考資料第13表）

(4) 給与改定の状況

民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は56.9%（昨年51.3%）となっている。他方、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.6%（同0.0%）となっている。

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は94.5%（昨年91.5%）となっている。そのうち、昇給額が昨年に比べて増額となっている事業所の割合は38.6%（同28.8%）、減額となっている事業所の割合は4.2%（同7.8%）となっている。

（参考資料第15表・第16表）

(3) 本年の職員給与と民間給与との比較

ア 月例給

本委員会は、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては一般の行政事務を行っている行政職員、民間においては行政職員と類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の者について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額（職員にあっては比較給与の月額、民間にあっては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、職員給与が民間給与を3,169円（0.88%）下回っていた。

職員給与と民間給与との較差

民間給与 ①	職員給与 ②	較差 $\left[\frac{\text{①}-\text{②}}{\text{②}} \times 100(\%) \right]$
365,112円	361,943円	3,169円 (0.88%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

イ 特別給（ボーナス）

本委員会は、職種別民間給与実態調査により民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の特別給（期末手当及び勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の支給額は、年間で所定内給与月額の4.50月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数（4.40月）が民間事業所の特別給を0.10月分下回っていた。

(参考資料第22表)

(4) 物価及び生計費

ア 物価指数

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国で3.5%、宇都宮市で3.4%上昇した。

(参考資料第27表)

イ 標準生計費

本委員会が「家計調査」（総務省）等を基礎に算定した本年4月における宇都宮市の2人世帯から4人世帯までの標準生計費はそれぞれ

143,865円、202,090円及び260,316円となっている。

(参考資料第28表)

(5) 国及び他の都道府県との比較

「令和4年地方公務員給与実態調査」(総務省)によると、昨年4月1日現在における国家公務員の行政職俸給表(一)適用者とこれに相当する本県職員との俸給(給料)を、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により国家公務員を100として比較した本県のラスパイレス指数は、100.2となっている。

(参考資料第29表)

3 人事院勧告等の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、公務員人事管理について報告し、職員の勤務時間の改定に関する勧告を行うとともに国家公務員の一般職の職員の給与について報告及び勧告を行った。その内容は、参考資料6「人事院勧告等の概要」のとおりである。

4 むすび

以上に報告した諸情勢を踏まえ、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等について総合的に検討した結果、次のとおり、本委員会としての意見を表明する。

【職員の給与】

本委員会は、職員給与と民間給与の較差に加え、民間における給与改定等の状況、物価及び生計費の状況、国及び他の地方公共団体の職員の給与等地方公務員法に定める給与決定の諸条件を総合的に勘案した結果、職員の給与について次のとおり判断した。

(1) 本年の給与の改定

ア 月例給

2 (3) アのとおり、本年4月時点で、本県の職員給与が民間給与を3,169円(0.88%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。この改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

月例給の改定に当たっては、人材確保の観点等を踏まえ、人事院勧告に準じ、若年層に重点を置いて、給料表の引上げ改定を行うこととする。

イ 特別給

2 (3) イのとおり、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数(4.40月)が民間の特別給の支給割合を0.10月分下回っていた。

このため、特別給について、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げる必要がある。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、人事院勧告に準じて、期末手当及び勤勉手当に

均等に配分することとする。

(2) 改定すべき事項

ア 給料表

(ア) 行政職給料表

民間との給与比較を行っている行政職給料表について、平均0.92%の引上げ改定を行う。具体的には、民間における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、職員採用試験（大卒程度）に係る初任給を5.6%（10,700円）、職員採用試験（高卒程度）に係る初任給を7.6%（12,000円）、それぞれ引き上げることとする。

また、これを踏まえ、若年層が在職する号給に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定を行うこととする。

なお、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額については、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定を行う。

(イ) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の引上げ改定を行う。

イ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当について、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引上げ、4.50月分とする。支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和6（2024）年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定めることとする。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給

月数を引き上げることとする。

ウ その他

(7) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定を行う。

なお、獣医師に対する初任給調整手当の改定については、医師に対する初任給調整手当の改定の趣旨を踏まえ、必要な検討を行うこととする。

(4) 在宅勤務等に伴う費用負担の在り方

人事院は、在宅勤務等を中心とした働き方をする職員について、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設(月額3,000円)する旨表明し、令和6(2024)年4月1日から支給することとする旨勧告した。

在宅勤務等の働き方については、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、本県はもとより、国や他の都道府県、民間企業を問わず広がってきており、給与制度についても、こうした社会及び公務の変化に対応していく必要がある。

本県においても、国や他の都道府県の動向に留意しながら、本県における在宅勤務等の働き方の実態を踏まえ、在宅勤務等に伴う費用負担の在り方について検討していくこととする。

(3) 給与制度のアップデート

人事院は、「公務員人事管理に関する報告」の冒頭において、社会経済情勢や国際情勢が激変する中で、行政には、国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く重要な役割を担うことが求められており、これを実現するためには、行政の経営管理力、

更には国家を運営する力を高め、行政を担う公務組織の各層において有為な人材を誘致し、育成することが不可欠である旨言及した。

このため、給与制度についても、①多様性ある人材の公務への誘致とその能力発揮・活躍の促進、②チームや組織全体での体制の円滑な機能、③国民の理解や信頼の観点から調和させつつ、様々な立場の職員にとってより納得感のある、分かりやすくインクルーシブ（包摂的）な体系を志向し、より職務や個人の能力・実績に応じた給与体系にシフトする必要があるとしている。

具体的には、①新卒初任給の引上げ、②係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ、③最優秀者のボーナスの上限引上げ、④特定任期付職員のボーナス拡充、⑤本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し、⑥管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大等について、有識者等の意見も踏まえ、令和6（2024）年に向けて措置を検討することとしている。

また、令和6（2024）年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等について、引き続き分析・研究・検討することとしている。

本県の給与制度は国に準じていることから、今後の国における見直しの状況や他の都道府県の動向にも留意しながら、今後の給与制度の在り方について検討していくこととする。

【公務運営に関する課題】

社会情勢や国際情勢が激しく変化している中、国では、有為な人材の誘致・育成を「国家的課題」と位置づけているところである。

しかしながら、国家公務員採用試験の申込者数の減少や若年層職員の離職者の増加など、人材の確保は危機的な状況に直面しており、その解決のため、採用手法や人材育成等について一体的な取組を推進するとともに、有識者会議を設置し、公務員人事管理の在り方について課題横断的な議論を行うとしている。

本県においても、採用試験の受験者数は減少傾向にあり、特に一部の技術系職種は採用予定人員を確保できないなど、国と同様の課題を抱えている。このため、大学生等を対象に実施したアンケート結果（以下「アンケート結果」という。）等を踏まえ、HPやSNSを活用した情報発信の拡充などに取り組んできたものの、減少傾向に歯止めがかからない状況にある。

県民ニーズが多様化する中、県民満足度の高い行政サービスを提供し続けていくには、多様で有為な人材から「選ばれる栃木県庁」となることが必要であり、その実現のためには、受験者の確保対策に加え、人材の育成・活用、勤務環境の整備等、各種取組を総合的に進めていく必要がある。

(1) 人材の確保及び育成・活用

ア 多様で有為な人材確保への取組

複雑化・多様化する県民ニーズに的確に対応しながら行政運営を行っていくためには、高い資質や多様な能力・経験を有し、使命感と責任感にあふれる人材の確保を強化することが重要である。

しかし、若年人口の減少や若者の就業意識の変化等により、県職員及び警察官採用試験等の受験者数の減少に歯止めがかからず、特に、技術職においては採用予定人員を確保できない職種が増加している。本年度は民間企業においても新卒採用を増やすなどアフターコロナを

見据えた採用意欲の高まりにより、国や他の都道府県のみならず民間との人材獲得競争が激化している状況にある。このままでは、本県における多様で有為な人材の確保は困難となり、複雑化・多様化する県民ニーズに対応できなくなることが懸念される。

本県ではこれまで、最終合格発表日の前倒しや受験に要する日数の削減などを行い、受験者の利便性向上を図るとともに、専門試験を課さない特別枠試験の実施や社会人対象試験の職種拡充など、多様な人材の確保に努めてきたところである。今年度はさらに、特別枠試験において採用困難職種である総合土木職を追加したほか、社会人対象試験についても、募集職種を拡充するとともに、技術系職種の受験対象年齢を60歳未満まで引き上げることで、人材の確保を図っているところである。

今後は、多様で有為な人材をより一層確保するため、従来の公務員志望者層に加え、民間企業の志望者や経験者、理系人材の誘致などを積極的に図っていく必要がある。そのため、国や他の都道府県はもとより、民間企業における採用選考活動の動向等に留意し、受験者にとってより利便性の高い試験方法の導入などについて検討を進めていく。

一方、本県職員志望者の拡大に向けて、これまで、採用試験説明会の開催や、大学ガイダンス・企業合同説明会への参加に加え、採用専用HPの開設やSNSを活用した情報発信、若手の県職員とフリートークを行う座談会「トークカフェ」の開催、学生向け及び転職者向け就職活動情報サイトの活用などに取り組んできたほか、任命権者においても、インターンシップや現場見学会の開催、出身学校等へのリクルート活動などを実施してきたところである。

アンケート結果等によれば、受験者確保のためには県職員の仕事に魅力を感じてもらうことが不可欠であることから、今後はHP・SN

Sの更なる充実や就職活動情報サイトの積極的な活用等に加え、任命権者とも連携を図りながら、これまで以上に効果的な広報活動を展開していく。

また、障害者の雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）等の趣旨を踏まえ、職員の募集・採用時や採用後の職場における合理的配慮の円滑な提供に努めることとされている。

本県では、任命権者において障害者対象のオープンゼミを行っているほか、採用専用HP等において障害者対象選考考査で採用した職員を紹介する等募集活動を行っており、選考考査の実施に当たっては、障害の特性に応じた受験上の配慮に努めている。

採用後は、任命権者において障害者職業生活相談員を配置し、相談対応等を行っているが、知事部局では当該相談員を拡充するなど、支援体制の強化を図ったところであり、引き続き、障害者個々の特性に配慮した措置に努めていく必要がある。

イ 職員の成長を支援する人事管理の推進

本県においては、今後定年引上げにより60歳以降の職員が増えていくと同時に若手職員の割合も増えていく状況にある中、組織の執行力の維持向上を図るためには、職員個々の成長を促進するとともに、組織全体の力を高めていくことが重要である。

また、アンケート結果によると、大学生等は、就職先の選択に当たり、スキルアップやキャリア形成を重視する傾向にあることから、人材確保のためにも職員の成長を支援する環境をしっかりと整えていくことが求められている。

任命権者においては、新規採用職員のサポートを行うメンター制度の実施のほか、20代から30代を対象とした民間派遣研修や海外研修等を通じ、若手職員のモチベーション向上、スキルアップ等を図ってき

たほか、それぞれの職位に必要とされる能力を開発するための階層別研修等を行ってきところであるが、今後はさらに、職員自らが主体的にDXやEBPM※など時代の変化に対応するために必要なスキル等を学べる職場環境を作っていく必要がある。

また、人事評価システムは、職員の士気を高め、組織のパフォーマンスを向上させる上で重要であるため、任命権者においては、より公平性、客観性、納得性の高い人事評価が行われるよう努めるとともに、面談等で職員の強みや弱み、期待する能力をフィードバックするなど、人材育成のツールとしてより一層活用することが求められる。

さらに、所属長は、職員の成長を支援し、職員の個々の力を組織運営の原動力とするため、マネジメント力の更なる向上が必要である。

※EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）：証拠に基づく政策立案

ウ 女性職員の活躍の推進

男女共同参画社会の実現や多様化する県民ニーズに対応した政策立案・事業推進を図るためには、女性職員の活躍を推進していくことが重要である。

知事部局等においては、「栃木県庁子育て応援・女性活躍推進行動計画～県庁燦燦（さんさん）プラン～（以下「県庁燦燦プラン」という。）」を策定し、課長級以上の職員に占める女性職員割合目標を16%（本年4月1日現在13.7%）、課長補佐級の割合目標を30%（同31.6%）と定め、年代に応じた能力開発・能力活用配置の推進、女性職員の積極的な登用、能力開発及びキャリアプラン形成の支援等を実施しているところである。

令和5（2023）年6月に日光市で開催されたG7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合を契機として、今後は、女性職員一人一人がそれぞれのステージで活躍できる職場づくりをより一層進めていく必要がある。

(2) 柔軟で働きやすい環境の整備

職員が、能力を最大限発揮し、公務員としての責務を果たしていくためには、個々の職員が心身ともに充実した状態で職務に取り組むことのできる柔軟で働きやすい環境を整備することが重要である。

また、アンケート結果から、就職先を選ぶ際に優先することとして、ワーク・ライフ・バランスを重視する傾向にあることがわかる。今後職員となり得る若い世代に選ばれる職場としての魅力を向上させるためにも、以下の点を喫緊の課題として取り組んでいく必要がある。

ア 柔軟で効率的な働き方の推進

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化している状況において、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟で効率的な働き方を推進する取組が求められている。

本県においては、「栃木県庁働き方改革プロジェクト2023」等に基づき、職員が働きやすい環境を整え、労働生産性を高めていくために、各種取組を進めているところであり、これまで、育児や介護を行う職員や障害を有する職員を対象としたフレックスタイム制、テレワーク（1週間当たり原則として2日まで）や時差出勤等柔軟な働き方が推進されてきた。

また、昨年度全職員にモバイル型PCが一人1台配備され、テレワークを実施しやすい環境づくりが大幅に進んだところである。

国においては、フレックスタイム制の見直し、勤務間のインターバルの確保及び夏季休暇の使用可能期間の見直しなど、柔軟な働き方をより一層推進するための制度改革を行おうとしている。

任命権者においては、まずは、現行のテレワーク、フレックスタイム制及び時差出勤等の制度の周知を積極的に行い、利用しやすい職場環境づくりを図るとともに、引き続き国や他の都道府県の動向を注視

しながら制度の充実について検討を行っていく必要がある。

なお、テレワークの推進に当たり管理職員においては、勤怠管理や職員同士がコミュニケーション不足にならないよう適切なマネジメントを行う必要がある。

イ 仕事と生活の両立支援

本県では、職員の仕事と生活の両立を支援するため、職員それぞれのライフスタイルに合った多様な働き方が可能となるよう、各種取組を実施してきたところである。

育児については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）が改正され、令和4（2022）年10月1日から育児休業の取得回数制限が緩和されたところであり、本県では仕事との両立を更に支援するために不妊治療のための出生サポート休暇の新設、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和及び妻の出産時の子の養育休暇の対象期間の拡大等の様々な措置を講じたところである。

知事部局等における昨年度の男性職員の育児休業取得率は、40.6%（県庁燦燦プランにおける昨年度時点目標値30%）と、目標値を超える結果となった。そのほか、妻の出産時の休暇の取得率は92.2%（同100%）、妻の出産時の子の養育休暇の取得率は66.0%（同100%）と、取得率は上昇傾向にあり、出生サポート休暇の利用も進んでいる。

国は、令和5（2023）年6月13日、「こども未来戦略方針」を策定し、地方公務員を含めた男性公務員（一般行政部門）の育児休業取得率の政府目標（2025年）を30%から85%に引き上げた。これを踏まえ、知事部局等においては、令和5（2023）年9月29日に県庁燦燦プランを改定し、男性職員の育児休業取得率の目標を100%に引き上げたところであり、本県においても取得促進により一層取り組む必要がある。

任命権者においては、管理職員をはじめ職場全体で子育てを推進していくための意識をより一層醸成し、男性の育児・家事参加促進も含

め、性別を問わず、育児休業等の両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりに取り組むとともに、引き続きハンドブック等による職員への周知・啓発の徹底が求められる。

また、介護については、高齢化の進展により介護休暇をはじめ、短期介護休暇や介護時間等の各種支援制度が整備されてきたところであるが、定年の引上げに伴い60歳以降の職員が増え、介護ニーズの増大が見込まれることから、任命権者は、引き続きこれらの支援制度を周知するとともに、育児同様、職場全体で支援できる環境づくりに取り組んでいく必要がある。

ウ 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間を短縮し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進することは、事務効率の向上はもとより、職員の心身の健康保持や人材確保の観点からも、重要な課題である。

任命権者においては、日頃から客観的な記録を基礎として職員の勤務実態を把握し、長時間勤務を行った職員の要因の確認や改善策の検討を行うなど、長時間勤務の是正に努めるとともに、健康管理の観点から医師による面接指導を行っているところである。引き続き、勤務時間の適正な管理及び適切な業務配分の実施、BCPの徹底などを推進するとともに、一人1台配備されたモバイル型PCや生成AI等最新のICTツールを有効に活用し、業務の合理化・効率化を更に推進するなど、総実勤務時間の短縮に向け、より一層取り組む必要がある。

また、業務の効率化のために新しいデジタル技術の効果が十分に発揮されるためには、それらを使う職員の意識改革が必要であることから、任命権者においては、引き続きDX研修や職員の意識啓発を行うなど、積極的な取組が求められる。

さらに、恒常的に長時間の時間外勤務が継続する場合には、その要因の整理、分析及び検証を行い、必要に応じて、組織体制や人員配置

も含めた対策を検討する必要がある。

教育委員会においては、学校における働き方改革を更に推進するため、令和4(2022)年度から「学校における働き方改革推進プラン(第2期)」に基づき、勤退管理システムによる勤務時間管理の徹底や全校長対象の働き方改革マネジメント研修を実施するなど、様々な取組を行っているところである。引き続き、教職員が、心身ともに健康で、本来の業務に着実に取り組むことができる環境を整備し、時間外在校等時間を削減できるよう、教員業務支援員や部活動指導員等の外部人材の配置拡充や、ICTを活用した更なる業務の効率化等の取組を推進していく必要がある。このような環境改善に向けた取組は、本県で教員として働く魅力をより一層高め、優秀な人材の確保にも資するものである。

今後とも、国の動向を注視しつつ、市町教育委員会と連携しながら全県的に取り組んでいくことが求められる。

なお、本委員会においては、過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、引き続き職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権を適切に行使していく。

エ 職員の健康増進

職員の心身の健康を増進し、個々の事情に配慮しながら、やりがいを持って生き生きと働くことができる環境を整備していくことは、組織の活性化や公務職場の魅力向上を図る上で、極めて重要である。

任命権者においては、予防のためのメンタルヘルスに関する情報の提供、早期発見・早期対応のための体制整備、円滑な職場復帰と再発防止に向けた取組の実施等、体系的なメンタルヘルス対策を実施してきたところである。

しかしながら、本県では、昨年度、精神疾患を原因とする傷病休暇

取得者（1月以上）及び休職者は、過去10年間で最も多い約300名となっており、また、ストレス相談を利用する職員も増加傾向にある。

今後は、職員の心身の疲労回復や健康維持のために年次休暇の取得促進や時間外勤務の縮減に努めるほか、ストレスチェック制度を活用した職員の心の健康づくりや働きやすい職場環境づくりに一層取り組む必要がある。

また、任命権者においては、職員の疾病予防・健康障害の早期発見を図るための各種健康診断の実施、診断後の指導を中心とした健康相談等を行っている。

今後も、健康診断を適切に実施するとともに、その結果を十分に活用するなど、健康管理対策により一層努める必要がある。

管理職員及び職員においても、心と体の健康づくりの重要性について理解を深めるとともに、ストレスチェック結果や定期健康診断の実施結果を活用し健康管理に努めていくことが重要である。

オ ハラスメント防止対策

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントに代表される職場におけるハラスメントは、勤務意欲の低下や職場環境の悪化を招き、ひいては職員の心身の健康に支障を及ぼす要因となるおそれがある。

任命権者においては、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）の改正によりパワー・ハラスメント防止対策等が義務付けられるようになったこと等を踏まえ、令和2（2020）年度に職員によるハラスメント撲滅のための基本方針や職員の懲戒処分の基準を改正し、ハラスメントの防止に努めてきたところである。

また、知事部局等では、これまで管理職員を対象とした研修の中でハラスメント防止に関する講義を実施してきたが、昨年度から全ての階層別研修においても当該講義を実施するなど、ハラスメント防止に

積極的に取り組んでいる。

しかしながら、本委員会が対応する苦情相談件数のうち、ハラスメント等に関する相談はパワー・ハラスメント防止対策等を義務付ける法改正が行われて以降、増加傾向にある。

任命権者においては、引き続き研修等の実施により職員への周知・啓発を図り、また、相談窓口についても周知するなど、ハラスメントのない良好な職場環境づくりにより一層努めていく必要がある。

なお、令和5(2023)年6月23日、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)が施行されたことを踏まえ、公務職場においても多様な性的指向や性自認に関し配慮することが求められている。

(3) 定年の引上げ

令和5(2023)年4月1日、地方公務員法が改正され地方公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢制(役職定年制)や定年前再任用短時間勤務制等が導入された。これを受け、本県においても関係条例等の整備が行われたところである。

任命権者においては、定年引上げの円滑な実施に向け、定年の段階的な引上げ期間中における定員管理の在り方の検討や、豊富な知識、技術、経験等を持つ60歳以降の職員が最大限活躍できる職場環境づくりなどをより一層推進していく必要がある。

(4) 公務員倫理の徹底

多くの職員が県民の行政に対する信頼と期待に応えるべく、日々、職務に精励している中で、一部の職員による不祥事が依然として続いている状況にある。こうした行為は、職員個人に対する非難だけでなく、公務員全体に対する県民の信頼を損ない、公務の遂行に多大な影響を及ぼすものである。

任命権者においては、不祥事の再発防止に努めるとともに、様々な機

会を通じて職員の服務規律の遵守について、より一層の徹底を図ることが重要である。また、職員一人一人においても、県民からの信頼に応えられるよう、全体の奉仕者としての自覚と高い倫理観を持って、公私を問わず、自らの行動を厳しく律する必要がある。

【給与勧告実施の要請】

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な処遇の確保を目的とするものであり、県民の理解と支持を得ながら職員給与の決定方法として定着し、行政運営の安定に寄与してきたものである。

県議会及び県知事におかれては、人事委員会勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

なお、本委員会においては、本県職員の給与がその時々为社会一般の情勢に適応したものとなるよう、引き続き公正中立な立場から十分な検証を行っていくものとする。

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、次のとおり、職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）、栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第3号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第4号）を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例及び栃木県公立学校職員給与条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を415,600円とすること。

イ 期末手当及び勤勉手当について

(7) 令和5(2023)年12月期の支給割合

a b以外の職員

期末手当の支給割合を1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5月分）とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6月分）と

すること。

(イ) 令和6(2024)年6月期以降の支給割合

a b以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6875月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.4875月分)とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5875月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.225月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5875月分)とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 令和5(2023)年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和6(2024)年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和5(2023)年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和6(2024)年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和5(2023)年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)アについては令和5(2023)年12月1日から、1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和6(2024)年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400

	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
定年	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
前任	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
任用	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
時勤	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
職務	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
員以	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
の	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
外	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
職	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			

85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
94		295,900	343,600						
95		296,200	344,100						
96		296,600	344,500						
97		296,800	344,700						
98		297,100	345,100						
99		297,500	345,500						
100		297,900	345,800						
101		298,100	346,100						
102		298,400	346,500						
103		298,800	346,900						
104		299,100	347,300						
105		299,300	347,800						
106		299,600	348,200						
107		300,000	348,600						
108		300,300	349,000						
109		300,500	349,500						
110		300,900	349,900						
111		301,300	350,200						
112		301,600	350,500						
113		301,800	351,000						
114		302,000							
115		302,300							
116		302,700							
117		302,900							
118		303,100							
119		303,400							
120		303,700							
121		304,100							
122		304,300							
123		304,600							
124		304,900							
125		305,200							
定年 前任 短時 勤務 職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 188,700	円 216,200	円 256,200	円 275,600	円 290,700	円 316,200	円 358,000	円 391,200	円 442,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900
	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600
	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100	

年再用時勤職以外の
定前任短間務員外職

49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600
50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900
51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200
52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600
53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000
54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200
55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500
56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700
57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100
58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300
59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500
60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700
61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100
62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600	
63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900	
64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200	
65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500	
66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800	
67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100	
68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400	
69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600	
70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900	
71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200	
72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400	
73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600	
74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900	
75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200	
76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500	
77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700	
78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000	
79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300	
80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600	
81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800	
82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100	
83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400	
84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700	
85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900	
86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600		
87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900		
88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100		
89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300		
90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600		
91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900		
92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100		
93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300		
94	302,300	325,900	351,900	385,300				
95	303,400	327,200	353,400	385,900				
96	304,700	328,500	354,800	386,400				
97	305,800	329,700	356,100	386,800				
98	307,000	331,000	357,300	387,200				
99	308,200	332,200	358,400	387,800				
100	309,400	333,400	359,600	388,300				

101	310,500	334,800	360,700	388,700						
102	311,500	335,700	361,800	389,200						
103	312,500	336,700	362,900	389,800						
104	313,500	337,800	364,000	390,300						
105	314,300	338,900	365,200	390,600						
106	314,900	340,000	365,700	391,000						
107	315,500	341,000	366,300	391,500						
108	316,100	342,000	366,900	391,800						
109	316,600	343,200	367,500	392,100						
110	317,100	344,200	368,000	392,600						
111	317,500	345,200	368,500	393,100						
112	318,000	346,100	369,000	393,600						
113	318,800	347,000	369,400	393,900						
114	319,500	347,900	369,800	394,400						
115	320,200	348,900	370,400	394,900						
116	320,800	349,900	370,900	395,400						
117	321,400	350,900	371,300	395,700						
118	322,200	351,300	371,800	396,200						
119	322,900	351,900	372,400	396,700						
120	323,700	352,500	372,900	397,200						
121	324,300	352,800	373,100	397,600						
122	324,600	353,200	373,600	398,100						
123	325,100	353,700	374,100	398,500						
124	325,600	354,100	374,500	399,000						
125	325,900	354,500	375,000	399,400						
126		354,900	375,500							
127		355,400	376,000							
128		355,800	376,500							
129		356,200	376,800							
130		356,600	377,300							
131		357,000	377,800							
132		357,400	378,300							
133		357,600	378,600							
134		358,100	379,100							
135		358,500	379,500							
136		358,800	379,900							
137		359,100	380,200							
138		359,500	380,700							
139		360,000	381,200							
140		360,500	381,700							
141		360,800	382,000							
142		361,300								
143		361,800								
144		362,300								
145		362,600								
定年 前再 任用 短時 勤務 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 242,500	円 254,200	円 258,300	円 289,600	円 306,200	円 320,300	円 343,900	円 379,200	円 410,900	

備考 この表は、警察官に適用する。

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	381,300
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	383,900
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	386,300
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	388,800
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	391,000
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	393,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	395,800
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	398,200
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	400,700
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	403,200
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	405,800
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	408,100
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	410,300
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	412,700
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	415,200
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	417,600
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	419,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	421,600
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	423,700
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	425,900
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	427,800
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	429,900
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	432,000
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	433,900
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	435,600
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	437,400
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	439,300
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	441,200
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	443,000
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	444,800
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	446,600
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	448,300
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	450,100
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	451,600
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	453,000
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	454,500
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	455,900
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	457,200
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	458,500
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	459,700

	41	229,400	293,200	361,000	405,400	460,700
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	461,400
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	462,200
	44	234,200	294,900	364,400	409,700	462,900
	45	235,700	295,400	365,500	410,900	463,600
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	464,400
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	465,100
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	465,700
	49	241,500	299,200	370,000	416,500	466,200
	50	243,200	300,200	371,300	417,900	466,800
	51	244,800	301,100	372,600	419,300	467,400
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	468,000
	53	247,400	303,000	374,500	422,100	468,500
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	469,000
	55	250,600	304,700	376,400	424,900	469,400
	56	252,000	305,500	377,200	426,300	469,700
	57	253,200	305,900	377,900	427,400	470,000
	58	254,400	306,600	378,600	428,700	
	59	255,300	307,500	379,300	430,100	
	60	256,200	308,200	380,000	431,400	
	61	257,100	308,900	380,600	432,200	
	62	257,900	309,900	381,300	433,100	
	63	258,700	310,800	382,100	434,100	
	64	259,500	311,700	382,900	435,000	
	65	260,300	312,500	383,500	435,900	
	66	261,100	313,400	384,300	436,700	
	67	261,800	314,300	385,000	437,300	
	68	262,400	315,200	385,700	438,100	
	69	263,000	316,100	386,300	438,500	
	70	264,000	317,100	387,000	439,100	
	71	265,200	318,100	387,700	439,600	
	72	266,200	319,100	388,400	440,100	
	73	267,400	319,600	389,100	440,600	
	74	268,600	320,600	389,700		
	75	269,600	321,700	390,300		
	76	270,600	322,700	391,000		
	77	271,600	323,800	391,700		
	78	272,600	324,800	392,300		
	79	273,600	325,700	392,900		
	80	274,500	326,600	393,500		
	81	275,500	327,500	394,100		
	82	276,600	328,300	394,700		
	83	277,700	329,000	395,300		
	84	278,600	329,600	395,900		

定 年 再
 前 用 時
 任 勤
 短 間
 間 務
 務 員
 員 以
 外 の
 職 員

	85	279,500	330,100	396,400		
	86	280,400	330,600	396,900		
	87	281,300	331,100	397,400		
	88	282,000	331,500	398,100		
	89	282,800	331,800	398,500		
	90	283,900	332,300			
	91	284,900	332,800			
	92	285,900	333,200			
	93	286,800	333,500			
	94	287,700	333,900			
	95	288,700	334,300			
	96	289,600	334,700			
	97	289,900	335,200			
	98	290,800	335,700			
	99	291,500	336,200			
	100	292,400	336,700			
	101	293,300	337,200			
	102	293,900	337,700			
	103	294,600	338,200			
	104	295,300	338,700			
	105	295,800	339,100			
	106	296,300	339,500			
	107	296,800	340,000			
	108	297,200	340,400			
	109	297,400	340,900			
	110	297,800	341,300			
	111	298,100	341,800			
	112	298,300	342,200			
	113	298,600	342,700			
	114	298,900	343,100			
	115	299,200	343,600			
	116	299,500	344,000			
	117	299,800	344,500			
	118	300,100	344,900			
	119	300,300	345,300			
	120	300,600	345,700			
	121	300,900	346,100			
定年 前任 再任用 短時間 勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 218,500	円 259,700	円 284,500	円 327,000	円 375,900

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
定 年 再 用 時 勤 職 以 の 員	41	378,000	439,000	492,300	549,800
前 任 短 間 務 員 外 職	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100

	49	385.600	452.800	505.600	559.100
	50	386.400	454.500	506.900	560.000
	51	387.200	456.200	508.200	560.900
	52	387.700	457.900	509.500	561.800
	53	388.500	459.800	510.500	562.600
	54	389.300	461.000	511.800	563.500
	55	390.000	462.200	513.100	564.400
	56	390.700	463.400	514.400	565.300
	57	391.400	464.400	515.400	566.200
	58	392.300	465.400	516.200	567.100
	59	393.000	466.300	517.000	568.000
	60	393.600	467.100	517.800	568.700
	61	394.100	467.900	518.700	569.600
	62	394.600	468.600	519.500	570.500
	63	395.000	469.300	520.400	571.400
	64	395.400	469.900	521.200	572.300
	65	395.700	470.600	522.100	573.200
	66		471.300	523.000	
	67		471.900	523.700	
	68		472.500	524.600	
	69		472.800	525.500	
	70		473.400	526.300	
	71		474.100	527.200	
	72		474.800	528.100	
	73		475.200	528.900	
	74		475.800	529.800	
	75		476.500	530.700	
	76		477.200	531.400	
	77		477.600	532.200	
	78		478.200	533.100	
	79		478.800	534.000	
	80		479.300	534.900	
	81		479.900	535.700	
	82		480.400	536.600	
	83		480.900	537.500	
	84		481.400	538.400	
	85		481.800	539.200	
	86		482.400	540.100	
	87		482.800	541.000	
	88		483.300	541.900	
	89		483.800	542.700	
	90		484.400		
	91		485.000		
	92		485.400		
	93		485.900		
	94		486.500		
	95		487.100		
	96		487.600		
	97		488.100		
定 年 再 前 任 短 時 間 勤 務 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 297,300	円 339,700	円 394,300	円 467,400

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100

	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600		
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200		
	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600		
	70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100		
	71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600		
	72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100		
	73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700		
	74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200		
	75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800		
	76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400		

年
再
前
任
用
時
勤
務
員
以
外
の
職
員

77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900		
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400		
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900		
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400		
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700		
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200		
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600		
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000		
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400		
86		290,700	326,500	347,300			
87		290,900	326,700	347,600			
88		291,100	327,000	347,900			
89		291,500	327,400	348,300			
90		291,700	327,800	348,600			
91		291,900	328,200	349,000			
92		292,100	328,600	349,300			
93		292,500	328,900	349,700			
94		292,700	329,100	350,000			
95		292,900	329,500	350,300			
96		293,200	329,800	350,600			
97		293,500	330,000	350,900			
98		293,700	330,300	351,300			
99		293,900	330,600	351,700			
100		294,200	330,900	352,100			
101		294,500	331,100	352,600			
102		294,700	331,400	353,000			
103		294,900	331,800	353,400			
104		295,200	332,000	353,800			
105		295,500	332,200	354,300			
106			332,400				
107			332,800				
108			333,000				
109			333,200				
110			333,600				
111			334,000				
112			334,400				
113			334,600				
定年 前再 任用 短時 勤職 務員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 189,700	円 216,300	円 244,500	円 257,900	円 283,100	円 323,900	円 366,200

備考 この表は、病院、診療所、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、レントゲン技術者、獣医師、病理細菌検査技術者その他の職員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900

	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
定年 前再 任用 短時 勤務 員以 外の 職員	73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
	74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
	75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
	76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
	77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
	78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
	79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
	80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
	81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
	82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
	83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
	84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		

85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100	360,400		
119	296,400	327,500	360,900		
120	296,700	327,700	361,400		
121	297,000	327,900	361,800		
122	297,400	328,200	362,300		
123	297,700	328,500	362,800		
124	298,100	328,800	363,300		
125	298,300	329,000	363,600		
126	298,500	329,300			
127	298,800	329,700			
128	299,200	329,900			

129	299,400	330,100					
130	299,700	330,300					
131	300,100	330,700					
132	300,500	330,900					
133	300,700	331,200					
134	301,000	331,600					
135	301,400	332,000					
136	301,700	332,400					
137	301,900	332,700					
138	302,200	333,100					
139	302,600	333,500					
140	302,900	333,900					
141	303,100	334,200					
142	303,500	334,600					
143	303,900	334,900					
144	304,200	335,300					
145	304,400	335,600					
146	304,600	336,000					
147	304,900	336,400					
148	305,300	336,800					
149	305,500	337,100					
150	305,700	337,500					
151	306,000	337,900					
152	306,300	338,300					
153	306,700	338,600					
154	306,900						
155	307,100						
156	307,400						
157	307,700						
158	308,000						
159	308,300						
160	308,600						
161	309,000						
162	309,300						
163	309,600						
164	309,900						
165	310,300						
166	310,600						
167	310,900						
168	311,200						
169	311,600						
定年 前再 任用 短時 間勤 務員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 236,100	円 256,400	円 263,600	円 273,800	円 290,100	円 327,300	円 371,800

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員に適用する。

教育職給料表

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177.200	219.700	274.900	337.600	418.700
	2	178.700	221.400	277.200	339.600	420.500
	3	180.300	222.900	279.500	341.600	422.300
	4	181.800	224.400	281.600	343.600	423.900
	5	183.400	226.100	283.800	345.600	425.400
	6	185.300	227.400	286.000	347.200	426.900
	7	187.100	228.600	288.200	348.800	428.700
	8	189.000	229.900	290.300	350.300	430.500
	9	190.700	231.600	292.400	351.800	432.200
	10	192.800	233.300	294.700	353.800	434.000
	11	194.800	235.000	297.000	355.800	435.900
	12	196.800	236.600	299.100	357.700	437.700
	13	198.800	238.100	301.300	359.600	439.400
	14	200.900	240.100	303.100	361.500	441.300
	15	203.000	242.000	304.900	363.300	443.100
	16	205.100	243.900	306.600	364.900	445.000
	17	207.300	245.600	308.200	366.500	446.700
	18	209.400	248.000	310.400	368.300	448.500
	19	211.600	250.400	312.500	370.100	450.300
	20	213.500	252.800	314.800	371.900	452.100
	21	215.700	255.200	316.800	373.500	453.700
	22	217.300	257.600	319.000	375.400	455.400
	23	218.800	259.900	321.200	377.100	457.300
	24	220.300	262.100	323.500	378.800	459.000
	25	221.800	264.300	325.700	380.100	460.700
	26	223.000	266.500	327.900	381.900	462.300
	27	224.200	268.900	330.000	383.700	463.900
	28	225.500	271.000	332.000	385.600	465.400
	29	226.800	273.300	334.000	387.400	466.900
	30	228.300	275.600	335.400	389.200	468.200
	31	229.900	277.800	336.800	391.100	469.500
	32	231.300	279.900	338.400	393.000	470.800
	33	232.700	282.000	339.900	394.600	472.000
	34	234.400	284.200	341.900	396.300	472.700
	35	236.200	286.300	344.000	397.900	473.400
	36	237.700	288.200	345.800	399.600	474.100
	37	239.100	290.300	347.700	400.800	474.700
	38	240.600	292.000	349.600	402.200	475.400
	39	242.100	293.800	351.500	403.600	476.100
	40	243.600	295.500	353.400	405.000	476.800
	41	245.000	296.800	355.300	406.600	477.400
	42	246.300	298.800	357.200	408.000	478.100
	43	247.500	300.700	359.100	409.300	478.800
	44	248.600	302.700	361.000	410.700	479.500
	45	249.700	304.700	362.800	412.100	480.100
	46	250.900	306.800	364.700	413.400	
	47	252.100	309.000	366.600	414.900	
	48	253.100	311.200	368.500	416.600	
	49	254.200	313.300	370.100	418.000	
	50	255.500	315.600	371.900	419.400	
	51	256.700	317.800	373.800	421.000	
	52	258.000	319.900	375.800	422.500	

年再用時勤職以上の員
定前任短間務員外職

53	259.100	322.000	377.600	424.200
54	260.300	323.500	379.400	425.700
55	261.600	325.000	381.100	427.300
56	262.600	326.500	382.700	428.900
57	263.700	328.200	384.200	430.400
58	264.400	330.200	385.800	431.900
59	265.400	332.200	387.400	433.100
60	266.400	334.100	389.000	434.300
61	267.300	335.900	390.200	435.500
62	268.100	337.900	391.600	436.800
63	268.900	339.900	393.000	438.100
64	269.700	341.800	394.300	439.300
65	270.800	343.500	395.500	440.500
66	272.100	345.500	396.700	441.700
67	273.400	347.500	398.000	442.900
68	274.700	349.500	399.300	444.100
69	275.900	351.300	400.600	445.300
70	277.100	353.200	401.900	446.500
71	278.300	355.100	403.300	447.700
72	279.500	357.000	404.500	448.900
73	280.500	358.600	405.700	450.000
74	281.500	360.500	407.100	450.600
75	282.500	362.300	408.500	451.100
76	283.400	364.200	409.800	451.600
77	284.300	366.000	411.000	452.100
78	285.200	367.700	412.200	452.700
79	286.100	369.300	413.500	453.200
80	287.000	370.900	414.900	453.700
81	287.800	372.300	416.200	454.200
82	288.900	373.800	417.400	
83	289.900	375.200	418.400	
84	290.900	376.500	419.600	
85	291.900	377.600	420.800	
86	292.900	379.000	422.000	
87	293.900	380.400	423.200	
88	294.900	381.700	424.200	
89	296.000	382.900	425.300	
90	297.100	384.200	426.300	
91	298.200	385.300	427.300	
92	299.200	386.500	428.300	
93	299.700	387.700	429.200	
94	300.700	388.800	430.000	
95	301.800	390.000	430.800	
96	303.000	391.200	431.600	
97	304.000	392.600	432.400	
98	305.100	393.600	432.800	
99	306.100	394.600	433.200	
100	307.100	395.600	433.600	
101	307.900	396.500	434.000	
102	309.000	397.500	434.300	
103	310.000	398.600	434.600	
104	311.000	399.700	434.800	
105	311.600	400.400	435.100	
106	312.500	401.300	435.400	
107	313.300	402.200	435.700	
108	314.100	403.100	435.900	

109	314,800	403,900	436,100		
110	315,200	404,800	436,400		
111	315,600	405,600	436,700		
112	316,100	406,400	436,900		
113	316,600	407,000	437,100		
114	317,000	407,700	437,400		
115	317,500	408,400	437,700		
116	317,900	409,100	437,900		
117	318,400	409,700	438,100		
118	318,900	410,200			
119	319,300	410,600			
120	319,800	411,000			
121	320,300	411,300			
122	320,700	411,600			
123	321,200	411,900			
124	321,700	412,100			
125	322,300	412,300			
126	322,600	412,600			
127	322,900	412,900			
128	323,200	413,100			
129	323,400	413,300			
130	323,700	413,600			
131	324,000	413,900			
132	324,300	414,100			
133	324,500	414,300			
134	324,700	414,600			
135	324,900	414,900			
136	325,200	415,100			
137	325,500	415,300			
138	325,700	415,600			
139	326,000	415,900			
140	326,300	416,100			
141	326,500	416,300			
142	326,700	416,600			
143	327,000	416,900			
144	327,200	417,100			
145	327,500	417,300			
146	327,700				
147	328,000				
148	328,300				
149	328,500				
150	328,700				
151	329,000				
152	329,300				
153	329,500				
定年 再任用 短時間 勤務員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 235,000	円 275,300	円 304,000	円 332,200	円 416,600

備考

- この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177.200	193.400	274.900	303.200	408.500
	2	178.700	195.500	277.200	305.800	410.000
	3	180.300	197.600	279.500	308.600	411.500
	4	181.800	199.800	281.600	311.000	412.900
	5	183.400	201.900	283.800	313.300	414.200
	6	185.300	204.000	286.000	315.400	415.600
	7	187.100	206.100	288.200	317.500	417.000
	8	189.000	208.200	290.300	319.600	418.400
	9	190.700	210.400	292.400	321.600	419.800
	10	192.800	212.800	294.700	323.800	421.200
	11	194.800	215.100	297.000	326.100	422.600
	12	196.800	217.300	299.100	328.400	423.900
	13	198.800	219.700	301.300	330.600	425.200
	14	200.900	221.400	303.100	332.400	426.600
	15	203.000	222.900	304.900	334.200	428.000
	16	205.100	224.400	306.600	335.900	429.400
	17	207.300	226.100	308.200	337.600	430.600
	18	209.400	227.400	310.400	339.600	431.900
	19	211.600	228.600	312.500	341.600	433.100
	20	213.500	229.900	314.800	343.600	434.400
	21	215.700	231.600	316.800	345.600	435.500
	22	217.300	233.300	319.000	347.200	436.700
	23	218.800	235.000	321.200	348.800	438.000
	24	220.300	236.600	323.500	350.300	439.300
	25	221.800	238.100	325.700	351.800	440.600
	26	222.900	240.100	327.900	353.600	441.800
	27	224.000	242.000	330.000	355.300	442.800
	28	225.200	243.900	332.000	357.000	443.900
	29	226.700	245.600	334.000	358.600	445.100
	30	228.200	248.000	335.400	360.200	445.900
	31	229.700	250.400	336.800	361.800	446.700
	32	231.200	252.800	338.400	363.300	447.600
	33	232.500	255.200	339.900	364.600	448.500
	34	234.100	257.600	341.900	366.100	449.000
	35	235.800	259.900	344.000	367.600	449.500
	36	237.200	262.100	345.800	369.300	450.000
	37	238.500	264.300	347.600	371.000	450.500
	38	239.900	266.500	349.300	372.500	451.000
	39	241.300	268.900	351.000	373.800	451.500
	40	242.700	271.000	352.600	375.200	452.000
	41	244.000	273.300	354.100	376.300	452.500
	42	245.300	275.600	355.800	377.700	453.000
	43	246.500	277.800	357.400	379.100	453.500
	44	247.800	279.900	359.000	380.600	454.000
	45	249.100	282.000	360.700	382.000	454.500
	46	250.400	284.200	362.400	383.600	
	47	251.600	286.300	363.700	385.100	
	48	252.700	288.200	365.100	386.600	
	49	253.800	290.300	366.300	387.900	
	50	255.100	292.000	367.800	389.400	
	51	256.400	293.800	369.400	390.800	
	52	257.400	295.500	370.900	392.100	

年再用時勤職以上の員
定前任短間務員外職

53	258.500	296.800	372.300	393.300
54	259.900	298.800	373.800	394.600
55	260.900	300.700	375.300	395.700
56	261.900	302.700	376.700	396.800
57	262.900	304.700	378.100	398.000
58	263.900	306.800	379.500	399.200
59	264.900	309.000	380.800	400.400
60	265.900	311.200	382.100	401.600
61	266.800	313.300	383.000	402.700
62	267.500	315.600	384.200	403.700
63	268.200	317.800	385.300	405.000
64	268.800	319.900	386.400	406.200
65	269.500	322.000	387.200	407.400
66	270.700	323.500	388.300	408.500
67	271.800	325.000	389.300	409.600
68	272.900	326.500	390.300	410.700
69	274.200	328.200	391.400	411.700
70	275.600	330.200	392.400	412.900
71	276.800	332.200	393.500	414.100
72	278.000	334.100	394.600	415.300
73	278.800	335.900	395.600	415.900
74	279.700	337.900	396.700	416.700
75	280.700	339.800	397.800	417.400
76	281.700	341.700	398.800	417.900
77	282.600	343.400	399.700	418.200
78	283.600	345.200	400.600	418.600
79	284.700	346.900	401.600	419.000
80	285.500	348.600	402.600	419.400
81	286.300	350.400	403.400	419.700
82	287.100	352.100	404.200	420.100
83	287.900	353.500	404.900	420.500
84	288.700	355.100	405.700	420.800
85	289.600	356.300	406.400	421.100
86	290.400	357.900	407.200	421.500
87	291.100	359.400	407.900	421.900
88	291.900	360.900	408.600	422.200
89	292.800	362.200	409.200	422.500
90	293.700	363.500	409.900	422.800
91	294.600	364.800	410.400	423.100
92	295.300	366.200	411.100	423.300
93	295.600	367.600	411.500	423.500
94	296.300	368.900	411.900	423.800
95	297.000	370.100	412.200	424.100
96	297.700	371.200	412.500	424.300
97	298.400	372.200	412.700	424.500
98	299.200	373.200	413.000	
99	300.000	374.200	413.300	
100	300.700	375.100	413.500	
101	301.400	375.900	413.700	
102	301.800	376.900	414.000	
103	302.200	377.800	414.300	
104	302.600	378.700	414.500	
105	302.800	379.500	414.700	
106	303.100	380.400	415.000	
107	303.400	381.300	415.300	
108	303.600	382.200	415.500	

109	303.800	383.000	415.700		
110	304.000	384.000	416.000		
111	304.300	384.900	416.300		
112	304.600	385.800	416.500		
113	304.800	386.400	416.700		
114	305.000	387.300	417.000		
115	305.200	388.200	417.300		
116	305.500	389.100	417.500		
117	305.800	389.900	417.700		
118	306.000	390.600			
119	306.300	391.400			
120	306.600	392.200			
121	306.800	392.800			
122	307.000	393.600			
123	307.200	394.300			
124	307.500	395.000			
125	307.800	395.600			
126		396.300			
127		396.800			
128		397.400			
129		398.100			
130		398.700			
131		399.200			
132		399.700			
133		400.000			
134		400.300			
135		400.600			
136		400.900			
137		401.200			
138		401.500			
139		401.800			
140		402.100			
141		402.400			
142		402.700			
143		403.000			
144		403.300			
145		403.500			
146		403.800			
147		404.100			
148		404.300			
149		404.500			
150		404.800			
151		405.100			
152		405.300			
153		405.500			
154		405.800			
155		406.100			
156		406.300			
157		406.500			
定年 前任 短時間 勤務員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 226,200	円 272,100	円 299,100	円 325,500	円 406,600

備考

- この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別記第 2

特定任期付職員給料表

号	給	給 料 月 額
		円
1		380,000
2		427,000
3		477,000
4		539,000
5		615,000
6		718,000
7		839,000

別記第 3

第 1 号任期付研究員の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	402,000
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

第 2 号任期付研究員の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	336,000
2	371,000
3	398,000